

ウイルス性肝炎対策の一層の充実を求める意見書

現在我が国では、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスの持続感染の状態にある人がそれぞれ100万人以上いると推定されている。B型、C型とも、ウイルスに汚染された血液を通して感染し、その経路は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の不潔な医療行為等によるものとされている。これらウイルス性肝炎は、自覚症状のないまま慢性肝炎から肝硬変や肝臓がんに進行する危険性が高い極めて深刻な病気である。

昨年6月16日、B型肝炎ウイルスに感染した患者が国に損害賠償を求めた訴訟の最高裁判所の判決があり、国の行政責任が確定した。また、C型肝炎ウイルスに感染した患者が国と製薬会社に損害賠償を求めた訴訟も全国で係争中であるが、昨年8月までに大阪及び福岡地方裁判所において国と製薬会社の責任を認める判決があった。

このような状況の中、ウイルス性肝炎の早期発見及び治療に向けた対策の一層の充実が求められているところである。

よって、国におかれては、次の措置を講じ、もって患者の早期救済を図られるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 未受診者の検診機会を確保するため、肝炎ウイルス検診を拡充すること
- 2 診療体制の整備、治療方法等の研究開発を充実させること
- 3 診療等にかかる費用の自己負担の軽減措置を講じること
- 4 日常生活における差別・偏見をなくすよう啓発事業を充実させること

平成19年3月15日

岐阜県議会議長

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣